

憲法しんぶん 速報版
 発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2024年5月30日(木)
 NO. 1481号
 本号3頁

東京都知事選に蓮舫氏が出馬へ 立憲・共産の統一候補に

6月20日告示、7月7日投開票東京都知事選に立憲民主党の蓮舫氏が出馬を表明しました。立憲は自民党派閥の裏金事件を巡る世論の反発を追い風に、首都決戦の攻略を目指す考えです。自民、公明両党は小池百合子知事を支援する方向で調整しています。知事選結果次官に大きな影響を与えることになります。

蓮舫氏は27日の記者会見で、「国民の声は『政治とカネの自民党政治の延命に手を貸す小池都政をリセットしてほしい』。その先頭に立つのが私の使命だ」と、出馬の理由を説明しました。「反自民政治、非小池都政」をスローガンに掲げました。



参院東京選挙区選出で知名度のある蓮舫氏の名前は、これまでの都知事選でも野党側の候補者として浮かんでは消えてきました。2月にスタートした立憲などの候補者選定でも待望論が浮上。ただ、関係者によると、「小池人気」を前に蓮舫氏は当初は慎重な姿勢を示していたといいます。

風向きが変わったのは4月の衆院3補欠選挙で自民が不戦敗を含めて全敗したのがきっかけだったとか。26日投開票の静岡県知事選で立憲などの推薦候補が自民が推す候補を破ったことがだめ押しとなったとか。蓮舫氏は会見で「静岡知事選の結果はとて大きい。判断する一つの材料だった」と認めました。

立憲は勢いづいており、「東京から政権交代ののろしを上げる」と気炎を上げています。共産党の小池晃書記局長は会見で「最強・最良の候補者が名乗りを上げてくれた。全力を挙げて支援する」と蓮舫氏支援を表明しました。

自民、公明両党は、衆院3補選と静岡知事選に続いて首都決戦で敗れば、政権への打撃は甚大なため、衆院東京15区補選で小池氏が擁立を主導した候補が敗れるなど「小池人気」には陰りも見え、自民ベテランは「首都が取られたら、大変なことになる」と危機感を持っています。

「野党第1党」の座を狙う維新の会は、独自候補を擁立して「与野党対決」に割って入りたい考えのようですが、候補者選定は難航しているようです。吉村洋文共同代表（大阪府知事）は27日、大阪市内で記者団に「今の段階で適任と言える候補者は見つかってない」と述べました。

新憲法制定議員同盟が大会 岸田総裁が憲法改正へ決意述べる

超党派の国会議員らでつくる「新憲法制定議員同盟」は5月26日、都内で「安倍晋三名誉会長を偲び、新しい憲法を制定する推進大会」を開きました。今年の大会では、安倍元総理が昨年の大会であいさつした映像が流され、出席者全員で黙とうしました。

来賓のあいさつで岸田文雄総裁はビデオメッセージで、「この場にいらっしやらないということを改めて寂しく、残念に思う」と哀悼の意を表しました。その上でわが党が優先的に議論すべきとして掲げている4テーマ（自衛隊明記、緊急事態対応、合区解消、教育充実）の重要性を強調。「憲法改正は先送りできない課題だ。時代にそぐわない部分、不足している部分は果敢に見直しを行っていかねばならない」、「憲法改正への挑戦は決して容易ではない。しかし、社会が大きく変革し、国際社会が歴史的な転換点を迎えるときだからこそ、私たちは強い思いを持って挑戦していかねばならない」「国民に選択肢を示すことは政治の責任だ。いたずらに議論を引き延ばし、選択肢の提示すらおこなわなければ、『責任の放棄』と言われてもやむをえない」と指摘し、自衛隊の根拠規定の明記や、大災害が発生した場合に備える緊急事態条項の創設などについて、「今まさに国民に問うべきテーマだ」と、あらためて9月までの総裁任期中の改憲を決意表明しました。

また、公明党の北側一雄副代表は、今の国会会期内に憲法改正の要綱案を衆議院・憲法審査会に提出すべきとの考えを示しました。

公明・北側副代表氏「国会会期内に改憲要綱案提出を」と発言。

しかし、衆院側と参院側で大きな意見の違い、どうするの？

公明党は、党内でも衆議院と参議院の議員間で温度差があり、山口代表は「参院では十分に議論が進んでいない」と指摘するなど、性急な憲法改正には慎重な姿勢を示しています。

そのような中、北側一雄副代表は27日、今の国会会期内に憲法改正の要綱案を衆議院・憲法審査会に提出すべきとの考えを示しました。北側氏は「この残された通常国会の会期内にね、具体的な要綱案を、ちゃんと審査会で提出して、それをもとにさらに建設的な議論をしていく、もうそういうステージになっている」と「国会会期内に改憲要綱案提出を」と発言しました。

北側氏は、「新しい憲法を制定する推進大会」でこのように話し、「いつでも改正条項案をつくれる状況に、いまの憲法審査会はなっている」と強調しました。

北側氏のやるべきことは、公明党内の「合意形成」では？

5月15日の参院憲法審査会で改めて明確になったのが、公明の衆院側と参院側の意見の違いです。この日、公明党の小田博昭氏は「緊急集会の関与を含め、従事した緊急事態法制がすでに整備されている」として、議員任期延長改憲は不要との立場を明確にしました。公明は衆院では、自民、維新、国民民主などととも任期延長のための改憲論をリードしており、衆参の意見の違いが改めて明確になりました。

この公明の参院側と衆院側の意見の違いが、16日の衆院憲法審査会で維新が取り上げ、北側副代表は次のように回答しました。以下、議事録より

うちの党の参議院側との調整の話が幾つか出ておりましたが、やはり参議院側からすると、参議院の重要な権能である緊急集会の権限が制約されてしまうんじゃないか、こういう気持ちがあるわけなんです。そして一方で、先ほどの選挙困難事態というのが濫用されていくんじゃないか、そういうことも当然懸念しています。

そういう中でいろいろな意見があるのはむしろ当たり前でございまして、ここはしっかり党内でも意見調整、私はできると思っておりますけれども、しっかり合意が形成できるように今後努めていきたいというふうに思っています。

改憲派が条文案を作成しようとしたら、公明党は「議員任期延長」を主張するのか、「参院の緊急集会」を主張するのか。まさか両論併記を主張するのか、どうするのでしょうか。

北側氏が副代表としてやるべきことは、党内の「合意形成」ではないですか。

“高齢者の定義” 65歳から70歳に引き上げ?! 提言

武見厚労相「年金支給開始年齢の引き上げ考えていない」

政府の経済財政諮問会議で、「65歳以上」という高齢者の定義を5歳引き上げて、「70歳以上」に引き上げる事を検討すべきとの提言が出たことについて、武見敬三厚労相は28日午前、「年金の支給開始年齢の引き上げは考えていない」と明言しました。

この提言は、23日の経済財政諮問会議で、民間メンバーである経団連の十倉雅和会長、証券アナリストの中空麻奈氏、経済同友会の新浪剛史代表幹事、経済学者の柳川範之氏が、身も心も満たされた、誰もが活躍できる社会・ウェルビーイングの高い社会をいかにして実現するのかというテーマで、全ての世代でリスクリング（学び直し）を推進すべきという文脈の中で出したもの。「高齢者の健康寿命が延びる中で、高齢者の定義を5歳のばすことを検討すべき」との提言ですが、SNSでは、「高齢者の定義」がトレンドワード入りしました。「人生100年死ぬまで労働という話」「年金支給開始の年齢を70歳にするための布石としか思えません」などの書き込みが相次ぎました。

この提言について聞かれると武見厚労相は、「現在の年金制度は将来世代の負担を過重にしないように2004年改正において保険料の上限を固定した上でその範囲内で給付水準を調整するマクロ経済スライドをすでに導入している」と説明し、「高齢者の定義にかかわらず、年金の支給開始の年齢の

引き上げを行うということは、考えておりません」と、年金支給開始年齢の引き上げについて明確に否定しました。また原則 65 歳以上で要介護認定を受けた人がサービスを利用する介護保険制度においても、「直ちにその範囲を見直すことは考えていません」と述べました。

しかし、高齢者の定義を 5 歳引き上げるわけですから、だれが考えても、「年金の支給開始年齢の引き上げ」を実施するのではないのでしょうか。

国民生活破壊の悪法、次々と委員会可決

地方自治法改正案 国に事後報告義務づけ修正 衆院総務委で可決

感染症や災害など重大な事態が発生した場合に、国が自治体に必要な指示ができる特例を盛り込んだ地方自治法の改正案は、28 日の衆議院総務委員会で、国に国会への事後報告を義務づける修正を加えたうえで、賛成多数で可決されました。

地方自治法の改正案は、感染症のまん延や大規模な災害など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に、個別の法律に規定がなくても、国が自治体に必要な指示ができるとした特例を盛り込んでいます。

28 日の衆議院総務委員会で松本総務大臣は「改正案は、国民の生命などの保護を的確・迅速に行うため、国から地方への働きかけのルールを整備するものだ」と改めて理解を求めました。

改正案をめぐっては、国の指示が適切だったか検証する必要があるとして、自民・公明両党と維新の会の 3 党が、国に国会への事後報告を義務づける修正案を提出し、採決の結果、3 党と国民民主党などの賛成多数で修正の上、可決されました。

一方、立憲民主党と共産党は、指示の要件があいまいで自治体への不当な介入を招きかねない、地方分権の流れに逆行するなどとして反対しました。

また、委員会では、国からの指示は、自治体の意見や地域の実情を踏まえ、必要最小限とすることなどを求める付帯決議も可決されました。改正案は、30 日の衆議院本会議で採択される見通しです。

「食料・農業・農村基本法」改正案 参院農林水産委で可決

ロシアによるウクライナ侵攻や気候変動などを背景に、食料安全保障の強化などを盛り込んだ、「農政の憲法」とされる「食料・農業・農村基本法」の改正案が、28 日の参議院の農林水産委員会で賛成多数で可決されました。

「食料・農業・農村基本法」の改正案は、現行法で唯一の目標としきた「食料自給率の向上」を投げ出し、「食料安全保障の確保に関する事項の目標」の一つに格下げ。農業や地域コミュニティーを支える兼業農家などは農業の担い手の補助者という位置づけです。

この改正案は、衆議院で自民・公明両党と維新の会による協議で、国が収穫量の多い品種の導入を促すことを盛り込む、修正が行われています。

28 日の参議院の農林水産委員会では、岸田総理大臣が質疑に出席し「世界的な食料需給の不安定化などを考えたとき、食料安全保障を中心に議論を深め、法律を改正することの重要性を強く感じている」と述べ、法改正の意義を強調しました。

このあと採決が行われ、自民・公明両党と日本維新の会の賛成多数で改正案は可決されました。そして、改正案は 29 日の参議院本会議で可決、成立しました。

お知らせ

本日、緊迫した憲法審査会の報告と、改憲条文作成の作業部会設置に反対する国会議員前集會を、総がかり行動実行委員会が開催します。是非、ご参加ください。

5 月 30 日(木)衆院憲法審査会終了後の 12 時から、衆院第二議員会館前